

情報公表様式

受付日 19年5月31日 (管理番号i16000002)

作成時点		平成19年6月11日	現在	
1 事業の名称		情報公開に関する事務		
2 所管府省等	(1) 所管府省・独立行政法人等	国土交通省		
	(2) 直接業務を実施する行政機関等	国土交通省(大臣官房広報課情報公開室、施設等機関、特別の機関、地方支分部局)		
3 事業の内容	(1) 業務の目的及び概要	行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づく開示請求に対する応答		
	(2) 主要な業務及び業務量	年間開示請求件数:402件(平成18年度実績・本省取扱い分のみ) 年間開示決定等件数:347件(平成18年度実績・本省取扱い分のみ) 年度によって変動あり。また、開示請求件数については、同一年度内でも時期によってばらつきあり。		
4 実施体制	(1) 事業所数・所在地	本省、施設等機関:国土交通政策研究所、国土技術政策総合研究所、国土交通大学校、航空保安大学校 特別の機関:国土地理院、小笠原総合事務所 地方支分部局:地方整備局 8、北海道開発局 1、地方運輸局等 10、地方航空局 2、航空管制部 4 合計 32		
	(2) 人員 (直接業務に従事した常勤者の数。括弧内は短期雇用の非常勤者で外数である。)	16年度	17年度	18年度
		本省 情報公開室:6.5(1)人	本省 情報公開室:6.5(1)人	本省 情報公開室:6.5(1)人
5 実施方法	(1) 具体的実施方法	<p>開示請求の受付 〔情報公開室〕開示請求者からの聴き取り、情報公開制度等の説明、担当主務課との連絡調整、担当主務課の決定、開示請求手数料の徴収、苦情への対応を含む。 〔主務課〕対象文書の特定を行う。 開示してはならない情報がないかどうかの検討 〔情報公開室〕及び〔主務課〕情報公開法の考え方、情報公開・個人情報保護審査会の過去の答申の内容等を踏まえ、対象文書に開示してはならない情報(個人情報、企業秘密など。)が含まれていないかどうかを綿密に検討。また、開示の実施に係る手数料(単価は政令に規定)も積算。 部内決裁 〔情報公開室〕担当主務課が作成する決裁案を審査及び開示決定等の決裁。 〔主務課〕の結果を整理し、開示してよいかどうか、課内決裁。 開示決定等の通知 〔情報公開室〕決裁終了後、その結果を行政処分として開示請求者に通知。 開示の実施 〔情報公開室〕及び〔主務課〕文書を開示することとした場合、手数料を納付させた上で、開示請求者に当該文書を閲覧させる、又はコピーを取り交付するなどの作業を実施。なお、当該文書に開示してはならない情報が含まれている場合は、それらが開示されることがないように、正確な墨塗りの作業を行う。 その他 〔情報公開室〕及び〔主務課〕文書を開示しないことに対する苦情があった場合に、対応する。また、行政不服審査法に基づく不服申立てがあった場合、情報公開・個人情報保護審査会への諮問等を行う。 外部委託無し</p>		
	(2) 事業の目的を達成する観点から重視すべき事項(業務従事者に求められる知識・経験等を含む。)	〔情報公開室〕 どこが担当主務課であるかを迅速に判断する能力が必要。 担当事務に係る行政文書の内容のみならず、当該事務についての広範な知識を有していることが必要。		
6 その他参考となる情報	(1) 業務の内容・実績を把握するために参考となる指標等	平成17年度における情報公開法の施行の状況について http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/jyohokokai/jyouhou_sikou17.html		
	(2) 対象事業に係る法令	行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成12年政令第41号)		
	(3) 参考となるホームページ	国土交通省ホームページ(情報公開窓口) http://www.mlit.go.jp/jkoukai/ 総務省ホームページ(情報公開法該当部分) http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/jyohokokai/index.html		
	(4) その他民間からの公表要請の趣旨を踏まえ公表が適当である事項	政令に定める手数料は人件費や消耗品費(紙代など。)も積算根拠に含むものであり、その例は以下のとおり。 開示請求手数料:文書1件につき300円(書面による開示請求の場合) 開示実施手数料:白黒コピー1枚10円、カラーコピー1枚20円 開示請求者の経済状況により減免する場合あり。		